(7)　当該移行期間特例業務届出者が個人であるときは、法附則第三条の三第三項第三号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四　附則第三十三条第四号ロ又は第六号ヘに掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　主要株主（附則第三十三条第六号ヘに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者の主要株主）が保有する対象議決権の数を記載した書面

ロ　新たに主要株主(附則第三十三条第六号ヘに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者の主要株主。ハにおいて同じ。)となった者がある場合において、当該主要株主が個人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号ホに該当しないことを誓約する書面（附則第三十三条第六号ヘに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者が同項第二号ホに該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面）

ハ　新たに主要株主となった者がある場合において、当該主要株主が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号ヘに該当しないことを誓約する書面（附則第三十三条第六号ヘに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者が同項第二号ヘに該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面）

3　第一項の届出書及び前項各号に定める書類は、英語で記載することができる。

4　第一項の書面は、別紙様式第三十一号に準じて英語で作成することができる。

（移行期間特例業務に該当しなくなった場合の届出）

第四十八条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の九第十項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、その旨、該当しなくなった年月日及び該当しなくなった理由を記載した届出書を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2　前項の届出書は、英語で記載することができる。

［条を加える。］

（移行期間特例業務届出者の地位の承継の届出）

第四十九条　法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の十第二項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項（法附則第三条の三第七項において準用する場合にあっては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書を、移行期間特例業務届出者（法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十第一項の海外投資家等特例業務届出者に該当することとなる者に限る。）に係る移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一　承継した者の商号、名称又は氏名

二　承継の年月日及び理由

三　承継の方法

四　承継した者が法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

五　承継した者が法人であるときは、役員の氏名又は名称

六　承継した者に重要な使用人があるときは、その者の氏名

七　承継した者の主たる営業所又は事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。第十号において同じ。）の名称及び所在地

八　承継した者が移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

九　承継した者が他に事業を行っているときは、その事業の種類

［条を加える。］